

平成31年3月5日開催

第21回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） それでは、改めまして、こんにちは。お世話になっております。

総会の開会に先立ちまして、今井会長から挨拶をよろしく願いいたします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。今日は、第21回の総会ということでご出席をいただきまして、ありがとうございます。

昨日、一昨日と、しばらくぶりにまとまった雨が降ったかな。農業経営にはやっぱり天気との関係は本当に大事でして、雨が降らないといろいろ作物が順調に育たないということで、皆さんも幾らほっとしたのではなかろうかと思います。

この間、新聞記事を見ましたら、ちょっと目についた記事がありまして、今騒がれている所有者の方がわからないという土地、農地が随分ありまして、中間管理事業等いろいろ支障を来していると。そういう中、法務省のほうで相続登記ですか、名義変更ですか、それを義務化しようと、そんな記事が出ていました。どこまで厳しく義務化するか、まだ詳細はわかりませんが、そんな方向でいくということでございます。それは農業新聞だったのですが、そのほかに、上毛新聞で渋川市の農業委員会が、今月農業委員の改選ということで、次回から女性が6名と。今までゼロだったのが、6名の女性が農業委員となるということで、30代から70代の女性になるということでございます。そこに6名ですから、あそこは農業委員の方が19名いるのですかね。そうすると、割合が3割ちょっといくのです。その前は、高崎が一番多くて、皆さんご存じのとおり、5名ということで、2割ですね。男性と女性と割合が8対2。渋川が7対3というのは、一気に女性委員が増えるということで、これからどのような調整方として活動をしていくのか。どのぐらい活躍されるか、そんなことが気にかかるところでございます。

今日は、総会ということで、先日の事前協議では、いろいろご意見も出ました。それを参考にしながら審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、挨拶いたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長、よろしく願いいたします。

○会長 ただいまから第21回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日の欠席者は、14番の大河原藤雄委員並びに16番、生方富行委員の2名が欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立となりました。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。まず初めに、皆様に議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号 11 番の高田正巳委員並びに 25 番の福田敬一委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の関口主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、発言される場合は、挙手をしていただきまして、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

議案第 1 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第 1 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は売買、転用目的は倉庫用地でございまして、平成 15 年 1 月 20 日許可、群馬県指令西農第 863 号でございました。変更の理由につきましては、当初計画を見直したいためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は倉庫用地及び露天駐車場でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の第 4 条許可申請と一体で利用する計画の第 5 条許可申請がそれぞれ提出されておりまして、議案書 16 ページ、議案第 3 号ナンバー 8 と議案書 28 ページ、議案第 4 号ナンバー 41 が関連案件でございます。

2 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場でございまして、昭和 60 年 10 月 21 日許可、群馬県指令西農第 2356 号でございました。変更の理由につきましては、駐車場として利用する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は福祉施設でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の第 5 条許可申請が提出されておりまして、議案書 29 ページ、議案第 4 号ナンバー 46 が関連案件でございます。

3 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場でございまして、平成 6 年 2 月 21 日許可、群馬県指令西農第 2876 号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったことにより駐車場として利用する計画もなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の第 5 条許可申請が提出されておりまして、議案書 31 ページ、議案第 4 号ナンバー 51 が関連案件でございま

す。また、計画変更後の計画において、次の4番の申請地と一体で利用するため、計画変更申請ナンバー4の関連案件とさせていただきます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます、平成6年1月20日許可、群馬県指令西農第2524号でございます。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては計画変更後の第5条許可申請の議案書31ページ、議案第4号ナンバー51と、先ほどご説明させていただきました計画変更申請ナンバー3を関連案件とさせていただきます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

質問等ございませんでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、承認することにしてよいか伺いますけれども、よいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5については、事前調査案件でございます。また、ナンバー1とナンバー2については関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、次の2番が関連案件でございます。

2番 契約内容以降につきましては、先ほどの1番と同様でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1、ナンバー2の審議資料をご覧くださいと思います。

申請人は、現在32歳でございます、4月より農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農動機でございますが、幼いころより農業に従事する祖父母の姿を見てきており、申請人自身もその手伝いをしてきた経験から自分でも野菜をつくりたいと思い、今回就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想としましては、JAの出荷を主に考えており、現在はJAの準組合員でございますが、4月より正規の組合員となる予定でございます。

職歴及び農業経験ですが、市内の認定農業者のもとで、この2年間ナスやチンゲンサイの生産から出荷までの研修を受けたということでございます。また、別の市内の農業者の方からブロッコリーについても指導を受け、実際に作付を行ったということでございます。

今回申請する2筆のうち1筆につきましては、現在研修を受けている認定農業者の方が所有する農地の隣接地でございますが、今後もその方からアドバイスを受けながら作業していく計画でございます。

農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時と目標時ともに作業全般を申請人が行い、申請人の父母が収穫作業を手伝うと伺っております。

農業従事日数については、年間320日を予定しておりますが、5年後も同様でございます。

当初経営面積になりますが、こちら43アールの借地にて経営を開始し、5年後も同様の計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、ナスとブロッコリーを予定しております。また、こちらの面積につきまして、当初はナス、ブロッコリーを合わせて30アールと申請地の面積より少なくなっておりますが、まだ農業経験が浅く、初年度より全面に作付することは難しいということと、ナス、ブロッコリーは連作障害もあることから申請地全体を使用するのではなく、休耕部分を確保しておきたいとのことから今回の面積となっております。目標時には作業効率も上がることから、当初時より作付面積を少し増やすと伺っております。

また、作付面積につきましては、記載のとおりでございます。

出荷計画につきましても、当初時、目標時ともにJAに出荷する予定と伺っております。

経営試算になりますが、当初は約276万円の粗収益を見込んでおります。また、5年後については、作付面積を増やすことから約401万円の粗収益を目指すとしております。

1枚おめくりいただきまして、運転資金につきましては、自己資金100万円で経営を開始する計画でございますが、こちらには記載がないのですが、県の青年等就農計画の認定を受け、新規就農の補助金も受ける予定でございます。また、生活費につきましては、自己資金額で240万円ということでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、管理機、マルチャーを現在研修を受けている認定農業者の方から借りて作物栽培を行うと聞いております。

また、目標時年までには支柱を自己資金にて取得する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちら参考までにご覧いただければと思います。

なお、こちらの1番、2番につきましては、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより事前調査報告をしていただきます。今回は、第4班の調査でございますので、調査副班長の中沢さん、副班長の報告のほどよろしく願いいたします。

○12番中沢委員 事前調査報告、第4班副班長、中沢幸子。農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 2年間研修を受けたとのことですが、どちらで研修されましたか。

回答 上小埜町の認定農業者の方から指導を受け、ナスとチンゲンサイの研修を受けました。

質問2 2年間研修を受けて、今後どのように経営を進めたいですか。

回答 農業経営は、大変なところもありますが、よい方に出会えたことと、支援していただいたことに応えるためにも気を引き締めて農業に従事していきたいと考えています。今後も、研修先の近くで営農することから機械を貸してくれるなどサポートもしていただけるので、心強く感じています。

質問3 ナスの連作障害を防ぐのに、どのような対策を考えていますか。

回答 研修先で台木を使えば連作障害は抑えられると学びました。少なくとも5年間は問題ないと考えていますが、もし連作障害が起きてしまった場合には、ほかの土地を借りることも検討しています。

質問4 ナスの収穫作業は一人では大変だと思いますが、誰かに手伝ってもらえるのですか。

回答 できる限り自分で行い、手の足りない部分に関しては、両親に箱詰めや運搬作業を手伝ってもらおう計画です。今後の状況を見ながら、パートを雇うか検討したいと思います。

質問5 出荷先はどちらですか。

回答 JAの野菜センターに全て出荷する計画です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆様より質疑をお受けいたします。

これも、前日の南部事前協議ですか、そこで地元の推進委員さんからもご発言がございまして、

彼は一生懸命やっているということで、地元の農園さんですか、そこで勉強をしているということで褒めておりました。私も聞き取り調査のときに真面目な青年だなど、そんな感じも受けたところでございます。

それでは、皆さんより質問を受けます。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請で
ございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー3審議資料をご覧くださいと思います。

申請人は、現在、住所が県外となっておりますが、申請人の息子が市内におりまして、営農の
開始とともに息子とともに暮らすと伺っております。

就農の動機につきましては、現在までのバラ栽培の経験を生かし、自身の農業経営拡大を目指
したいとのことでございます。将来の農業経営の構想では、多種多様なバラとコケを栽培し、組
み合わせて販売することにより、新たな販路の拡大を目指したいとのことでございます。

職歴及び農業経験につきましては、平成11年に建設業を退職後、家庭菜園を行う中でバラの栽
培に興味を持ち、平成20年埼玉県本庄市のバラ園にて2年間の栽培指導を受けて、平成22年自
宅の庭にてバラ栽培を開始いたしました。その後、平成27年から盆栽業者等の指導を受けながら
コケ栽培を開始し、周辺の方を中心にバラとコケの直売を行っているとのことでございます。

経営の概要につきましては、当初時は、申請人本人と妻、息子の3人で経営を開始し、5年後
は当初時の3人に加えまして、バラ栽培に興味のある方とともに栽培を行う予定と伺ってお
ります。

1枚おめくりいただきまして、当初借り受ける面積につきましては18.7アールでございまして、
3月から9月にかけては、バラの新苗を5アール栽培し、11月からは5.4アールの農地でコケの
栽培を、6.3アールの農地でバラの大苗の栽培を開始し、翌年3月からコケ及び新苗の出荷を予
定しております。また、大苗につきましては、営農開始から2年後の4月以降の出荷を目指して
おります。なお、残りの2アールの農地部分につきましては、200平米未満の農業用倉庫を建築
予定でございまして、こちら農振農用地のため農林課を含め、事前相談をいただいております。

また、出荷計画ですが、主には直売を中心とすると伺っておりますが、JAやホームセンター
や盆栽業者等にも出荷を計画しており、5年後の目標時にはコケ類のインターネット販売も検討
していると伺っております。

経営試算でございますが、当初の粗収益につきましては、2年時の出荷時のものが載っております。約285万円でございます。また、5年後の粗収益が約590万円とのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、資金計画といたしましては、自己資金にて経営を開始する計画でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、こちら詳細な営農計画書となります。営農計画書2枚にわたっておりますが、2枚目の最後に出荷先の詳細が載っておりますので、ご参考までにご覧いただければと存じます。

こちら2枚おめくりいただきまして、こちら敷地の配置図となっております。コケの栽培につきましては、コケが直射日光に弱いため、ビニールをかぶせて遮光しながら露地栽培をすると伺っております。また、ビニールハウス内では育てたコケを出荷用のかごに移し、整形した後に出荷する計画であると伺っております。

1枚おめくりいただきまして、こちらと、次のページの写真が申請人がご自宅で栽培しているバラとコケになります。参考までにご覧いただければと存じます。

また、本案件につきましては、別添の農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または第3条第2項ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

本案件の説明は、以上でございます。ご審議ほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、それでは、中沢委員、報告をお願いします。

○12番中沢委員 事前調査報告第4班副班長、中沢幸子。農地法第3条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 新規に就農されるとのことですが、年齢を考慮すると後継者として息子さんも一緒に手伝ってもらおう計画なのですか。

回答 私自身は、この先10年ぐらいは営農できると考えています。後継者としても、息子が2人おられて、その2人にはバラの育て方を以前から教えており、私の後を任せるつもりでいます。2人とも花が好きなので継いでくれると思います。また、次男は高崎に住んでいますので、一緒に営農する予定です。理系の学校に通っていたことから、消毒薬の扱いもでき、主にバラの消毒を担当してもらいます。

質問2 消毒をされるとのことですが、周辺農地への影響はありませんか。

回答 バラの花びらは消毒に弱いため、消毒する際はできるだけ薄めたものを使用します。また、風向きなどで周辺の農地に影響が出ないように配慮したいと思います。

質問3 バラとコケは、露地で栽培するのですか。

回答 バラは露地で栽培を予定しています。コケについては、基本的には露地で栽培をします

が、冬場はビニールハウス内でケースに入れて整形し、コケの緑色を保ったまま出荷できるようにする計画です。

質問4 営農計画書に添付されている写真のバラは観賞用として育てたものだと思います。出荷用のバラとは栽培方法などが異なると思いますが、どのように考えていますか。

回答 露地植えをしたバラが50センチから70センチの高さになるまで育てた後、鉢へ移しかえて販売する予定です。

質問5 バラやコケの出荷先は、どちらになりますか。

回答 当初の出荷先は、JAの直売所やホームセンターを予定しています。経営が安定してきましたら、息子と協力して通信販売もしたいと考えています。

質問6 今回の申請地は、どうやって探されたのですか。

回答 もともと今住んでいる筑縄町にいたこともあり、昔からの知人も多く、その方たちの一人から申請地を紹介していただきました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

それで、目標時スタッフ5名から10名というのが出ていたようなのだけれども。それで5名から10名ということは、随分また規模を増やすつもりなのかな。そんなにいるのかな。

○事務局 いや、規模は今のところ増やす予定はないと伺っています。また、バラ栽培の仲間がいるとのことです。

○会長 仲間か。

○事務局 はい。

○会長 そうか。今バラとか、そういうもの、今の若い人が皆やってくれないので、これからどのような需要があるか。コケは、コケブームで今はやりなのですけども。盆栽等は、海外の人が今人気で、日本へ来て随分盆栽を買っているようです。それなので、大変だと思えますけれども、頑張ってもらいたいと思います。

皆さんのほうから質問ないですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

続きまして、ナンバー4並びにナンバー5については、関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、ナンバー4並びにナンバー5の説明、お願いします。

○事務局

4番 契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請で

ございまして、次のナンバー5が関連案件でございます。

5番 契約内容以降は、先のナンバー4と同様でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー4、5の審議資料をご覧ください。

就農動機につきましては、自分の仕事がダイレクトに結果に影響する仕事であること。また、自分がおいしいと感じるものをつくり、提供したいとの思いから就農を決意したとのことでございます。将来の構想としましては、倉渕の農業団体に加入し、グループ出荷を行うとのことでございます。

職歴及び農業経験につきましては、倉渕の農業団体の農家にて1年間の研修を受けたとのことでございます。

経営の概要についてですが、当初時は倉渕の農業団体の農家の方の指導を受けながら一人で農業経営を行い、農業従事日数については、当初は年間300日を予定しておりますが、5年後には作業効率を上げて250日の従事日数を指すものと伺っております。

当初の経営面積は、41アールの畑を借り受けて経営を開始し、5年後には205アールの畑で経営していく計画でございます。

1枚おめくりいたしまして、作付作物はレタス、グリーンボール、コマツナ、ベビーハクサイを考えており、4年目からは所属する倉渕の農業団体の方に教わりながら、ミニトマト、ホウレンソウにチャレンジしていきたいとのことでございます。なお、各作物の作付計画は表のとおりとなります。また、出荷計画ですが、所属する倉渕の農業団体を通して、群馬県内のスーパーを中心に出荷予定と伺っております。

経営試算になりますが、次ページにわたりますが、当初はレタス、グリーンボール、コマツナ、ベビーハクサイを販売し、およそ120万の粗収益を見込んでおります。5年後については、借地面積をふやし、ミニトマト、ホウレンソウも含めた販売で730万の粗収益を目指すものです。

当初、運転資金につきましては、自己資金500万円及びトラクターの購入費として、日本政策金融公庫より280万借り入れて経営を開始する計画でございます。また、生活費として200万円の蓄えがあるとのことです。なお、1年目につきましては、現在指導を受けている農家の方から農機具を借りる予定となっております。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料が5年間の詳細な営農計画となっております。参考までにご覧ください。

なお、本件につきましては、別添農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、ナンバー4、5の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、副班長、報告をお願いします。

○12 番中沢委員 事前調査報告、第4班副班長、中沢幸子。農地法第3条許可申請審議ナンバー4、5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 新規に就農するとのことですが、以前はどのような仕事をしていたのですか。

回答 機械メーカーでエンジニアをしていました。

質問2 前の職業とはかけ離れていますが、どういった動機で就農しようと思ったのですか。

回答 今後の人生について会社勤めではなく、何か自分でできる仕事がしたいと思い始め、考えた結果、自分自身食べることが好きで、特に野菜が好きのため農業に興味を持ち、就農を決意しました。

質問3 倉淵の農業研修施設にお住まいのようですが、出身も近くなのですか。

回答 以前は横浜市に住んでいました。実家は埼玉県です。就農を決意した際に、妻と2人で倉淵へ移住してきました。

質問4 所属している農業者の組合では、有機栽培で野菜を育てていると聞いています。その生産方法を選んだ理由は何ですか。

回答 自分のつくる野菜に付加価値をつけたいと思い、有機栽培での生産方法を選びました。

質問5 当初は、41アールの農地で、5年後には205アールとかなり広い面積を目標にしていますが、一人でこの面積を耕作するのは難しいと思います。営農計画書に記載はないようですが、奥さんと2人で農業に従事するのですか。

回答 研修先での耕作面積と作業時間を参考にし、目標を設定しました。妻は、現在求職中です。勤務時間があくときには手伝ってくれると思います。

質問6 野菜の出荷は、全部買い上げですか。

回答 こちらで野菜を選別し、出荷したものは全て買い上げていただくことになっています。出荷先によって規格が異なっており、出荷ロスも抑えられると考えています。

質問7 農地は、どのようにして探しましたか。

回答 所属する農業者の組合の方が紹介してくれました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

これは、当初と5年後、従事日数が250日間、50日少なくなるのだけれども、それで売り上げを上げてするということのだけれども。これは、どういうことかな。それか、ほかに誰か雇うとか、そういうのも。奥さんが、時間があるときとかやってもらうというけれども。この辺は、ちょっと。50日も少なく、それはちょっと厳しいよね。この点、どうだろう。野菜やっている人。

50日減らして、これだけやれるかな。計画ではそうなっているのだけれども。

○事務局 目標時の耕作面積が広過ぎて、一応目標時も一人でやるということですので、ちょっと面積的に難しいのではないですかという、当初からそういった説明も事務局のほうもさせていただいていたのですが、本人も団体で実際やっている時間と、その作業の内容からして、本人的には本当にこの面積が一人でできるという思いを持っておりまして、おいおい農業をそのやっっていく中で判断いただけることなのかなと感じていまして、当初の41アールも結構一人で耕作するには面積が大きいかなと思うのですが、最初の41アールについては耕作ができる見込みがあるという申請でございましたので、申請を受け付けております。

○会長 目標は高く持って。

○15番塚越委員 目標だからしょうがないよね。

○会長 はい。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

6番 契約内容は使用貸借、経営移譲をした農地の設定期間が満了するため再設定をしたいという同一世帯での申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、農学部新設に伴い申請地を借り受けて実習農場として使用したいという申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、経営移譲をした農地の設定期間が満了するため再設定をしたいという同一世帯での申請でございます。

9番 契約内容は売買、借りている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14 番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請でございます。

15 番 契約内容は売買、農業後継者として農地を譲り受けて耕作したいという同一世帯での申請でございます。

16 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18 番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成31年3月22日から平成34年3月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の第5条許可申請が提出されておりまして、議案書28ページ、議案第4号ナンバー40が関連案件でございます。

19 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

20 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

21 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

22 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

23 番 契約内容は交換、土地を交換するに当たり代替地として申請地を取得して耕作したいという申請でございます。

24 番 地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちら、営農型太陽光発電設備の地上権の設定となりまして、設定期間は、平成31年3月22日から平成41年3月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、支柱部分の一時転用案件でございます議案書18ページ、第5条許可申請ナンバー1が関連でございます。事業の詳細につきましては、第5条許可申請が個別案件となっておりますので、そちらで説明いたします。

以上、農地法第3条の指定による許可申請一括案件につきましては、19件でございます。この19件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、また、そのただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。ということで、ナンバー6からナンバー24一括して審議に入ります。

皆さんより質問をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地を貸露天駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。宅地283.66平米と一体利用の計画でございます。

3番 農業用倉庫用地及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用倉庫及び露天駐車場の申請でございます。

4番 通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

5番 自宅の駐車場が不足しているため申請地を使用したいという露天駐車場及び庭用地の申請でございます。なお、宅地336.42平米と一体利用の計画でございます。

6番 入居の需要が見込める申請地にアパートを建築したいという長屋建住宅の申請でございます。

7番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地486.94平米と一体利用の申請でございます。

8番 自社工場に隣接する申請地を倉庫用地及び露天駐車場として使用したいという倉庫用地及び露天駐車場の申請でございます。関連案件といたしましては、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の計画変更申請と一体で利用する計画の第5条許可申請である議案書28ページ、議案第4号ナンバー41を関連案件とさせていただいております。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

10 番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

11 番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

12 番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては12件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ許可相当としてよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、こちら一時転用でございまして、転用期間が平成31年3月22日から平成41年3月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の第3条許可申請、議案書13ページ、ナンバー24番が関連でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧いただければと思います。

1枚目は位置図でございます。こちら、図面中央にございます赤枠で囲まれた場所が申請地でございます。十文字住民センターより南東に約320メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。こちら、図面中央にございます斜線された部分が申請地でございます。本申請地を含め、周囲は一団の農振農用地でございます。本申請地はその端に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、こちら3枚目と、次の4枚目が公図でございます。図面の向き

が変わりまして、左手が北となります。こちら申請地が公図2枚にわたっており、少し見づらいのですが、申請地の北側は畑でございまして、東、南、西は公衆用道路に囲まれております。

2枚おめくりいただきまして、次の5枚目と6枚目につきましては、土地の利用計画図となりまして、5枚目につきましては梅の配置図でございます。こちら申請地には、2年生の梅の木を39本植樹する計画でございまして、東西に9メートル、南北に7.5メートル間隔で植樹する計画でございます。また、こちらにつきましては、完全なパネル下に植樹するものではなく、パネルとパネルの合間に植樹する計画でございまして、枝先もパネル下ではなく東西に枝先を伸ばすように剪定する計画でございます。なお、パネル直下につきましては、消毒等のための作業道として使用すると伺っております。また、設置されますパネル枚数は904枚でございまして、計画発電量は289.28キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目をご覧ください。こちら、少し見づらいのですが、パネルの支柱部分の位置が載っております。各パネルの上下にある丸が支柱部分でございまして、直径、約7.6センチの支柱が276本でございまして、パネルを支える支柱の合計面積は1.25平米でございます。また、パネル同士の間隔につきましては4.5メートルでございます。

1枚おめくりいただきまして、7枚目が太陽光パネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.1メートルで、遮光率は39%の設定とのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地につきましては、3,841平米でございまして、その全てで梅を栽培する計画でございます。下部で営農を行う法人につきましては、平成30年2月より認定農業者であり、10年間の一時転用許可を望むものでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。こちらに記載のありますとおり、1年目につきましては4月から太陽光パネルの施工を行うとともに、耕作放棄地であった土地の除草から施肥をし、11月に梅の定植、12月から翌年にかけて枝の剪定、摘心、除草を行い、3年目での収穫を目指すものでございます。また、4年目以降につきましては、摘心、収穫、剪定の周期で営農を行う予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、利用する機械については記載のとおりでございまして、いずれもパネル下での作業も可能と伺っております。

なお、先日の事前協議の際に梅の消毒方法につきまして北部の委員さんからご質問をいただいておりますが、申請人に確認したところ、トラックにて申請地までスピードスプレーヤーを現地まで運び、申請地にスピードスプレーヤーで乗り入れた後は、そのまま消毒を噴霧するのではなく、あくまで消毒液の貯蔵タンクとしてスピードスプレーヤーを使いまして、手作業にて梅に消毒をする計画であると伺っております。

また、本申請法人代表の農業経験は50年でございます、そのうち梅の営農経験につきましても同様でございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、本申請はパネルとパネルの合間を4.5メートルあけ、その中心に梅の木を植樹する計画でございます、パネルとパネルの合間には梅の光合成が行われる春から秋にかけて満遍なく日光が当たるようにパネルを配置する計画のため、生育には支障がないと伺っております。支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が3.5メートルということで効率的に農作業が行えるものと考えられます。

また、下部の作物の単収につきましては、3年目につきましては5年生の梅の木でございます、50キログラムを見込んでおりまして、10年目の12年生の梅の木で群馬県の平均収量である603キログラム以上を目指す計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、中沢委員、調査報告をお願いします。

○12番中沢委員 事前調査報告、第4班副班長、中沢幸子。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請法人の代理人1名の出席でした。

質問1 パネル下での栽培作物は、果樹で梅の申請ですが、他県では前例があるのですか。

回答 和歌山県で梅の営農型太陽光の事例があります。実際に、私自身も和歌山県の圃場へ見学に行き、営農者の方から話を伺いました。そこでは、平成27年に最初の許可を得て、昨年に更新の許可も得られたとのことでした。

質問2 梅の生育には日光が必要だと思いますが、パネルを設置してしまうと日光が遮られ、生育に支障が出るのではないですか。

回答 今回の計画ではパネルの真下に梅を植樹するのではなく、パネルの列と列との間を4.5メートルあけ、その中心に植樹する計画です。そのため梅が光合成をする春から夏にかけては日光が真上から当たるため、生育には問題ありません。また、冬場については、太陽の軌道が低くなり、日光が当たる時間が限られてしまいますが、梅は落葉樹で、その時期は光合成をしないため生育には影響ないと考えています。

質問3 梅の木は年を追うごとに生育し、背丈が高くなっていくと思うのですが、パネルへの影響はないのですか。

回答 梅の木は放任してしまうと高さが出てしまうので、申請地についてはパネルの支柱を利用して横に枝をはわすように生育させ、木の高さを2メートルから3メートルに抑えることでパ

ネルへの影響がないように工夫する計画です。

質問4 梅の品種を教えてください。

回答 白加賀と梅郷と南高を考えています。白加賀や南高については、枝が横に開くように生育する品種になります。また、白加賀は、群馬県の主力品種でもあるので、地元の活性化という意味からも選定しました。

質問5 スピードスプレーヤーを用いて消毒すると広範囲に消毒が散布されると思いますが、パネルへの影響はありませんか。また、消毒回数は年何回になりますか。

回答 石灰硫黄合剤などの硫黄系の農薬を使ってしまうと、パネルを腐食するおそれがありますので、影響の出ない農薬を使用する予定です。また、ほかの園地でも特別栽培という農薬の使用回数を抑えた栽培を行っており、そちらと同様に年3回から4回を考えています。

質問6 申請地は形状が悪く、北側の畑も一緒に申請地に含んだほうが形状もよくなり、耕作しやすくなると思いますが、検討はしなかったのですか。

回答 当初は、そちらの畑も計画に入れたかったのですが、土地所有者は既に亡くなっており、相続の関係で折り合いがつかなかったため、今回の計画では見送りました。相続の手続が終わりましたら、再度検討したいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り質疑をお受けいたします。ということで、先ほど事務局の説明、この質問のほうでも、スピードスプレーヤーを用いて消毒すると、広範囲に消毒が散布されると思いますが、パネルへの影響はありませんかと、こういう質問が出たのですけれども、先ほど事務局の高橋主事かな、スピードスプレーヤーをタンクに詰めていて、そこから手作業ですと説明してくれたよね。

○事務局 はい。

○会長 いや、そうでないと誤解されるから。

○事務局 はい。

○会長 それは、ちゃんと本人に確認したわけだね。

○事務局 確認いたしました。

○会長 皆さんのほうから。この間、事前協議で北部の委員さんから、今回この営農型で下に梅を植えてやるというのは初めてのことなのでいろいろ心配の声も出たのですけれども、何でも事を始めるには最初誰かやり始めなければ進まないということで、こういう挑戦的なことも私はいいと思っているのですけれども。皆さんのほうからご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

また、初めてのことでみんな心配な意見も出たのですけれども、認定農業者ということで更新

が10年ということになっております。そういうことなので、経緯、これから栽培していく中で、地元委員さんもよく見てもらって、どんな結果になっているか。ちょっと芳しくなかったら注意したり、いろいろ指導してもらってやってもらいたいと思うのですけれども。

石井委員。

○19番石井委員 石井でございます。地元のということでございますので、営主の方が真剣になっているという。今、回答申しましたとおりなのですけれども、入り口を何もしないですぐ塞いでしまうという、やってもだめだというので、何も事が進まないと思いますので、変わったような形であるけれども、やっていただいて、結果は逐次やっぱり事務局との連携をとっていただいて報告をしていただければ、私とすればいいのではないかなと思います。間違いないと思いますので、頑張ってやる人だと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 はい。

ほかに意見。

お願いします。

○1番清水委員 1番の清水ですけれども、この梅の種類なのですが、一応白加賀、南高、それと梅郷ということですが、この梅郷については花粉樹として使うのではないですか。市場性はどんなものなのでしょうか。

○会長 そうですか。これは聞いていますか、事務局。

○事務局 梅郷につきましては、いろいろ品種をミックスして生まれた品種ということは伺っております。梅郷も植樹するような話は伺っているのですけれども、メインにつきましては、やはり白加賀と南高のほうでいくというような話ですので、委員さんのおっしゃられたような形で梅郷のほうは使用するのではないかと思います。

○会長 石井委員。

○19番石井委員 19番、石井です。今の話ですと、梅郷につきましては花粉樹なのですけれども、それも収穫して一応なります。実になりまして。

○1番清水委員 収穫、出荷できるのですか。

○19番石井委員 ええ、できます。出荷もできます。そういう形。

○会長 梅郷というのは小梅。

○19番石井委員 小梅ではない。ちょっとでかい。

○会長 小梅ではないのか。

○19番石井委員 南高と似たような感じなのだけれども、果肉が皮のほうがうんとやわらかいのですよね、熟すと。そうすると、漬け物にするとかなんとかという、今のこのやられる方も何かいろいろやっているみたいなので。そういうのについても、花粉樹も植えながらいろいろならせるにはミツバチも必要なのですけれども、その辺の花粉樹でまたカバーしていくのではないかなと

思います。それも、一応生産できて、販売もできます。大丈夫です。

○1 番清水委員 ただ、梅郷というのは市場でも、スーパーでも余り聞いたことがないから、あくまでも花粉樹という、そういう頭がありましたものですから、それでお尋ねしてみたわけです。

○19 番石井委員 でも、やっぱり果肉がやわらかいから……

○1 番清水委員 そうですか。

○19 番石井委員 漬けると、本当結構おいしいのです。結構、人気。余り出ていないかもしれないです。

○1 番清水委員 余り聞いたことないですね。

○19 番石井委員 業者さんが大体買いつけてしまっていて販売をしてくれるという。

○1 番清水委員 そうですか。

○19 番石井委員 ええ。いろいろあるのですけれども、ほかにね。

○会長 ほかになれば、ナンバー1については許可相当としてよいか皆様に伺います。

○全員 異議なし。

○会長 いいですか。

○全員 はい。

○会長 許可相当とすることにいたします。

それでは、後は一括審議なのですけれども、ここで休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これから一括審議に移ります。

それでは、第5条の一括審議ということで、事務局説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、申請地方面の仕事が増加し資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

3番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。雑種地73平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借

り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、こちらは関連案件がございまして、次の7番が一体利用地であることから、7番を関連案件とさせていただきます。

7番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を伯父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、関連案件といたしまして、前の6番が関連でございまして。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、雑種地19平米と一体利用の計画でございまして。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、雑種地0.94平米と一体利用の計画でございまして。

11番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、雑種地24.45平米と一体利用の計画でございまして。

12番 契約内容は使用貸借、河川整備に伴い以前の自宅が収用されたため代替地として申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

13番 契約内容は売買、従業員用の駐車場及び資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございまして。こちら農地種別区分が1種農地とございまして、1種農地の例外許可規定にございまして集落接続が適用できる案件でございまして、許可要件を備えております。

14番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地98.55平米と一体利用の申請でございまして。

15番 契約内容は賃貸借、公民館の駐車スペースが不足しているため申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございまして。

16番 契約内容は賃貸借、農学部新設に伴い学生用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

18番 契約内容は売買、息子夫婦の住宅建築に合わせて、その隣地である申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

19番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。なお、宅地9.11平米、雑種地154平米と一体利用の計画でございまして。

20 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて特別養護老人ホームを建築したいという特別養護老人ホームの申請でございます。

21 番 契約内容は売買、送迎用駐車場が不足しているため、こども園に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、転用済みの畑 50 平米と一体利用の計画でございます。

22 番 契約内容は売買、施設の増設に伴い来客及び従業員用の駐車場が不足しているため施設に隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、農地種別区分 1 種農地とございますけれども、こちらは 1 種農地の例外許可規程にございます集落接続に該当するものでございます。

23 番から 25 番までの 3 件につきましては、3 件の申請地を一体利用する同一の事業でございますが、所有者ごとに分けて申請したいとの意向から、所有者ごとの申請になっております。3 件を関連案件とさせていただきます、一括して議案のご説明を申し上げます。

23 番、24 番、25 番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しているため施設に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

26 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30 番 取り下げでお願いいたします。

31 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33 番 契約内容は売買、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。なお、宅地 335.49 平米と一体利用の申請でございます。

34 番 契約内容は使用貸借、妻の実家で生活しているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借

り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、社屋の建て替え工事に伴い申請地を建築資材置き場及び従業員用の駐車場として使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間でございます。

37番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けてみさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、平成31年4月1日から平成31年5月31日までの2カ月間でございます。

38番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、宅地36.79平米と一体利用の計画でございます。

39番 契約内容は売買、新居建設場所として考えていた所有地が西毛広域幹線道路として収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は平成31年3月22日から平成34年3月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の第3条許可申請である議案書11ページ、議案第2号ナンバー18が関連案件でございます。

41番 契約内容は売買、自社工場に隣接する申請地を買い受けて倉庫用地及び露天駐車場として使用したいという倉庫用地及び露天駐車場の申請でございます。関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の計画変更申請と、一体で利用する計画の第4条許可申請である議案書16ページ、議案第3号ナンバー8を関連案件とさせていただきます。なお、申請地の中に地目が山林の筆がございますが、こちらは農地台帳に登載のある農地法上の農地でございます、現況が休耕の畑でございます。

42番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い駐車場と資材置き場が不足しているため会社に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

43番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて有料老人ホームとデイサービスセンターを建築したいという福祉施設の申請でございます。関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2の計画変更申請でございます。

47 番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48 番から 50 番までの3件につきましては、3件の申請地を一体で利用する同一の事業でございますが、所有者ごとに分けて申請したいとの意向から所有者ごとの申請になっております。3件を関連案件とさせていただきます、一括して議案のご説明をさせていただきます。

48 番、49 番、50 番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い駐車場及び資材置き場が不足しているため会社に近い申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

51 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書4ページ、議案第1号ナンバー3とナンバー4の計画変更申請でございます。

52 番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

54 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定区分の第1種中高層住居専用地域でございます。

55 番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用の案件になりまして、転用期間が平成31年4月1日から平成32年10月31日までの1年と6カ月間の一時転用でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括審議案件につきましては54件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりまして、これから審議に入るわけですがけれども、この中で30番が取り下げという説明がございました。ということで、30番は除き、これから質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○会長 それでは、皆さんに伺います。異議がなければですね。ナンバー20とナンバー46は、基準

以上の面積3,000平米ということで、許可相当としまして農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、まず最初伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 また、そのほかの案件につきまして、質疑をお受けしますけれども、これもよろしいでしょうかね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は、いずれも山林となります。非農地としての理由、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目、山林。非農地としての理由、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、この申請した場所は、吉井の入野地域ですので、吉田松代委員からご報告をお願いいたします。

○22番吉田委員 2月8日、事務局の方2名と地元推進委員の武藤聡委員と4名で現地の状況を調査してまいりました。2件とも、現地は10年以上、全く耕作されている様子が見られないで、本当に竹林化して、その丈は15メートル以上だと思われるほどの竹林になっておりました。到底農地としての復旧は難しいと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 吉田委員からの報告がございました。それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けします。

異議ないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地判断について。

農地法第30条の規定に基づく利用状況調査に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地判断について。

1番 現況地目は全て山林でございます。非農地としての理由は、荒廃農地のうち森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難なためでございます。

そのほか、ナンバー49まで、現況地目及び非農地としての理由は同様となりますので、説明は省略いたします。

なお、今回の非農地判断は、国の運用通知に基づき実施した農地法第30条の規定による利用状況調査の結果、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難な農地と判定された農地について、吉井町上奥平地区を重点地区とし、非農地判断を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

なければ、非農地として判断してよろしいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、非農地として判断することにいたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 平成31年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について。

平成31年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について、一般社団法人群馬県農業会議へ次のとおり提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 平成31年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について。

議案書は、44ページをご覧ください。この平成31年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見につきましては、農業委員会等に関する法律第53条第1項に基づき、一般社団法人群馬県農業会議が群馬県へ意見を提出するに当たり、各市町村農業委員会の意見を取りまとめるためのものでございます。

昨年12月28日の事前協議にて皆様にご依頼させていただきましたところ、期限までに2つの意見があり、議案書のとおり取りまとめをさせていただきました。

本日ご決定いただきましたら、速やかに一般社団法人群馬県農業会議へ提出していきたくと考えています。

それでは、2つの意見の項目、内容を通して朗読させていただきます。

1、担い手の育成・確保について。

後継者・担い手不足問題の一つの要因に、労働に見合った収入を得ることが困難であることが挙げられる。農作物価格の低迷が続く中、県として国の経営所得安定対策等交付金（ゲタ対策）で補い切れていない県の主要な農産物である梅やナス等に対して独自の経営所得等安定対策交付金の交付を検討していただきたい。

2、中山間地の生産基盤の整備による生産性の向上について。

現在、中山間地における農業は、高齢化と後継者不足により壊滅的状況にある。それは、農地の多くが狭小の上、傾斜地であるため生産性が上がらず収入が低く抑えられてしまうことに起因する。一方で、中山間地の中には冷涼な地域があり、昨今その特性を生かしての作物の栽培を模索する動きも見受けられることから、耕作に適した環境を整えることができれば、市場から求められる魅力的な野菜や果樹などの生産に結びつけることが可能と考える。

そこで、中間管理事業における自己負担を伴わない基盤整備事業の制度を、面積要件などを緩和した中山間地に特化した制度として構築してもらいたい。

以上が提出のあった意見を取りまとめさせていただいたものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

質疑をお受けします。

異議がなければ、提出について決定してよいか皆さんに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局担当職員、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、真下です。議案「農用地利用集積計画について」、ご説明をさせていただきます。別紙でお配りしていますA4横の厚い冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」をご用意ください。

それでは、ご説明をさせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受

け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、平成31年4月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と、利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明をさせていただきますので、薄い冊子「総括表」をご覧ください、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は111名、利用権を設定する者は292名です。利用権が設定される面積は、田の通年が289筆、33万8,222平米、田の期間借地が130筆、17万7,691平米、畑が146筆、21万9,316平米、合計で565筆、73万5,229平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積42万401平米、割合は57.2%となっております。

続いて、裏面の資料をご覧ください。貸借期間別に見ると、3年未満の農用地の面積は、田が7万2,478平米、畑が3万1,662平米、3から6年未満の農用地の面積は田が32万4,383平米、畑が12万9,853平米、6から10年未満の農用地の面積は田が8万1,077平米、畑が4万2,811平米、10年以上の農用地の面積は、田が3万7,975平米、畑が1万4,990平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けします。

なければ、決定してよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

以上で議案のほうは終わりになしまして、次に報告事項に移ります。

それでは、報告事項第1号から第5号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか10件、計11件の農地法第4条の規定による届出を受理いたしまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は建売分譲住宅、用途指定区分は準工業、ほか15件、計16件の農地法第5条の規定による転用届出を受理し、書類審査し、また適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、計5件の第18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理しております。

報告第4号 農地法関係競売農地の許可について。

こちらの報告の説明に入る前に、事前に説明をさせていただきたいと思います。競売農地につきましては、以前に落札に臨まれる前に競売農地の買受適格証明というものを総会にてご審議いただきまして、その内容をもって転用の確実性と、あとその転用内容、またその方が適格であるという内容を審議いただきまして、適格証明願というのを発行しております。そちらの適格証明をもちまして、入札に臨みまして落札された方が正式に許可申請を提出していただきまして、その許可申請に基づきまして、許可書を交付したため今回の報告という形でございます。

1番につきましては、平成30年の8月の総会にて適格証明を交付した案件でございます。その後、1月に入札が行われまして、落札の方から許可申請が提出されたものでございます。

1番 契約内容は競売、申請の理由につきましては、自宅近くで管理しやすい申請地を買い受けて駐車場及び会社の資材置き場として使用したいという露天駐車場及び貸露天資材置き場の申請でございます。こちらにつきましては、平成31年1月23日付で許可書を交付しております。

2番につきましては、こちらは、平成31年1月の総会にて買受適格証明を交付したものでございます。

2番 契約内容は競売、申請の理由は申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらにつきましては、平成31年1月30日許可にて許可書を交付しております。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番から4番につきましては、こちら平成31年1月の総会において審議をしていただいて許可相当としていただいた案件でございます。こちら、開発の事前協議がまだ調べておらず、許可書の交付を見合わせておりまして、そちらが調ったことからこの4件につきましては、平成31年1月25日付で許可書を交付しております。

続きまして、5番から7番でございますが、こちらは、平成30年6月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。こちらにつきましても、開発の事前協議が調わず、今まで許可書の交付を保留しておりましたが、そちらが調ったことから平成31年1月29日付で許可書を交付しました。

続きまして、8番から11番につきましては、こちら1月の総会におきましてご審議いただいた案件でございます。また、こちらの案件につきましては、富岡市と申請地がまたがっておりまして、市町村をまたがうものにつきましては、県知事処分という形になりますので、そちらも県知事の処分を待ちまして、そちら県知事から回答が来まして、平成31年1月31日付で許可書を高

崎市より交付しております。

また、それに伴いまして、12番につきましては、そちらの太陽光の申請の工事用地ということで通路用地の申請でございました。こちら、前の8番から11番が許可となったことから、同日の平成31年1月31日付で一時転用通路用地ということで許可書を交付しております。

続きまして、13番でございますが、こちら、平成31年1月の総会におきまして許可相当としていた案件でございますが、こちら、開発のほうの事前協議が調わず、許可書の交付を保留しておりましたが、そちらが調いまして平成31年2月6日付で許可書を交付しております。

続きまして、14番からは先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。4条が12件、5条が45件でございます。こちら他法令の案件が調いましたので、平成31年2月22日付けで許可書を交付しております。

報告は、以上でございます。

皆さんからご質問等はないですね。よろしいですね。

では、その他ということで、事務局、お願いします。

○事務局 公害対策委員会、役員会の開催についてご案内をさせていただきたいと思います。

本日お配りさせていただきましたA4、1枚紙になりますけれども、こちらの高崎市農業委員会公害対策委員会役員会の開催についてをご覧いただきたいと思います。開催日時につきましては、次回の総会開催日の4月5日の金曜日、総会終了後に開催をさせていただきたいと考えています。次回の総会は午前ということで、お昼近くになってしまうと思いますけれども、要点をまとめさせていただいた上で、手短な説明を心がけて短時間で終了したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長 今事務局から説明あったとおり、5日の総会後に、農業委員が役員になっておりますので、ここにおられる方、全員で役員会を行いますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第21回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時40分 閉会

本総会を実証し、下記のとおり署名捺印する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

委員

印

委員

印